

平成 30 年度衡陽市受入・派遣について

1 衡陽市政府訪日代表团【受入】について

〔概要〕

滋賀県と湖南省の友好提携 35 周年を記念し、8 月 6 日～10 日の間、湖南省訪問団 30 名が滋賀県を訪問されます。その内、衡陽市からは副市長を団長とする 6 名（通訳含む）が 8 月 7 日に栗東市を訪問される予定です。

〔栗東市受入日程案〕

8 月 7 日(火)	9:00	栗東市表敬訪問
	10:30	葉山中学校視察

2 湖南省への訪問団【派遣】について

〔概要〕

滋賀県と湖南省の友好提携 35 周年記念式典が湖南省で開催されます。滋賀県知事と湖南省党委書記をはじめとする会談の他、友好都市市長フォーラムが開催される予定です。

〔栗東市訪問団派遣日程案〕

11 月 10 日(土)	午後	関空→長沙
11 月 11 日(日)	終日	衡陽市表敬訪問（調整中）
11 月 12 日(月)	終日	35 周年記念式典・友好都市市長フォーラム
11 月 13 日(火)	終日	35 周年記念式典予備日、他記念式典等
11 月 14 日(水)	終日	衡陽市表敬訪問予備日
11 月 15 日(木)	午前	長沙→関空

〔栗東市訪問団派遣団〕

団員（7 名程度の予定）については、調整中。

平成 30 年度滋賀県ミシガン州友好親善使節団員派遣について

〔概要〕

滋賀県とミシガン州の友好提携により、住民による友好親善交流が実施されます。また、姉妹提携 50 周年記念式典がミシガン州で実施されます。

〔日程〕 9 月 5 日～14 日

〔団員〕 滋賀県 40 名（内、栗東市 2 名）

〔壮行会日時〕 8 月 31 日 8:45～ 3 階談話室

〔報告会日時〕 9 月下旬（予定）

「さわやか あいさつ運動」の実施について

平成30年8月

総務部総務課 職員活性係

1. 実施目的

職員の接遇については、市民視点に立った質の高い行政サービスの提供とおもてなしの心をもった対応ができるよう、これまでも集合研修や各職場研修等を実施し、全庁において取り組んでいます。残念ながら市民の方から窓口対応などについて、「あいさつがない」「対応が悪い」「元気がない」等の意見が寄せられています。

あいさつは、市民対応に必要である一方で、職場を明るくし、活気ある雰囲気をつくりまします。職員間のコミュニケーションが活発になることで職場が団結し、よりよいサービスを提供できるようになります。

ついでには、市民サービスの向上及び職員同士の円滑なコミュニケーションの促進を目的に「さわやか あいさつ運動」を実施します。

「あ」 - あかるく	あたたかい関心
「い」 - いつも	自分の心が曇っていても、弾んでいても
「さ」 - さきに	年齢や立場にかかわらず
「つ」 - つづけて	もしも、相手があいさつをかえしてくれなくても

2. 実施期間

平成30年8月17日（金）から 8月31日（金）まで（15日間）

3. 重点項目

◇来庁者のみなさんに

- ・さわやかな笑顔と明るく元気なあいさつを励行します。窓口ではもちろん、玄関や廊下などですれ違うときも同様です。
- ・お困りの方を発見した場合は、おもてなしの心で積極的に声をかけ案内します。
- ・親切、丁寧、迅速な対応を心がけます。
- ・電話対応では、所属と名前を名乗り3コール以内に電話に出ます。
- ・清潔な身だしなみを心がけます。

◇職員同士でも

- ・職員同士も、笑顔であいさつを交わします。廊下などですれ違うときも同様です。あいさつは、コミュニケーションの第一歩です。職場が違って、年齢や立場が違って自分から率先してあいさつし、元気で明るい職場にします。
- ・朝礼等であいさつの練習をします。〔おはようございます！こんにちは！ありがとうご

ざいました！等]

4. 職員への声かけ

期間中の指定する日を「あいさつ運動」として、当番で幹部職員等が午前8時～8時25分の間、庁舎玄関及び職員昇降口に立ち、職員に声かけをします。

5. 取組み方法について

- (1) 各職場で日頃行っている朝礼やミーティングの際、実施状況について所属職員とともに現状を確認し、必要に応じて改善に向けた方策を講じます。
- (2) 対応が不十分な職員に対しては、各所属長から個別に注意を促します。
- (3) 取組みの成果等を所属職員に周知し、さらなる意識啓発に努めます。
- (4) 期間中、各課窓口などにチラシを掲示し推進します。

～あいさつからはじまる「にっこりっとう」～

あいさつ強化月間

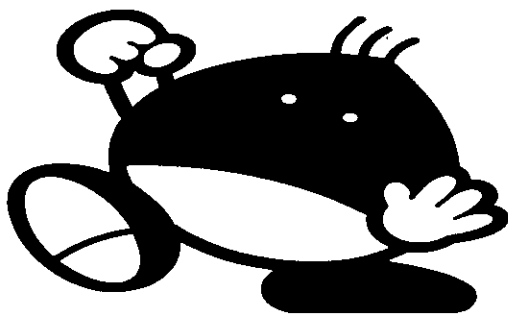
平成30年8月17日～31日

さわやか あいさつ運動実施中!

「あ」 - あかるく

「い」 - いつも

「さ」 - さきに



くりちゃん

「つ」 - つづけて

栗東市民間保育所設置・運営事業者募集概要

1. 募集の趣旨

本市では、就労形態の多様化等を背景に保育需要が高まっており、平成30年4月における待機児童の状況は下記のとおりです。

このことから、待機児童の解消、さらなる子育て支援の充実、保育需要への対応を図るため、新たに認可保育所の設置・運営を行う事業者を募集します。

＜待機児童の状況（平成30年4月現在）＞

(人)

	3号			2号			計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
入園児童数 (前年比)	80 (+8)	233 (+6)	267 (-3)	309 (+8)	304 (+23)	279 (-5)	1,472 (+37)
待機児童数 (前年比)	9 (-15)	40 (+24)	16 (+5)	4 (+4)	1 (±0)	0 (-1)	70 (+17)

2. 募集の概要

- (1) 施設の種別 認可保育所
(児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所)
- (2) 定員規模 101人以上120人以下
- (3) 対象児童 0歳児から5歳児
- (4) 開園時間 7:00～20:00（月～土曜日）
※休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）のみとする
- (5) 募集地域 市内全域とするが周辺の待機児童数や保育所の設置状況を考慮し、市と事前協議を行うことを条件とする
- (6) 募集数 1か所
- (7) 開所時期 平成32年4月（厳守）
- (8) 建設施設等 建設用地は、選定事業者（法人）が取得又は賃借すること
施設は、選定事業者（法人）が建設し、自らが運営すること
- (9) 応募資格 法人格を有し、別に市が定める要件を満たすこと

3. 補助金等

施設整備等について、国の定める補助基準額に対し、市が施設整備補助金を交付します。

※施設整備は平成31年度中に着工し、平成32年4月1日までに開所できること。

4. 選考および結果の公表

施設整備計画書等による書類審査やプレゼンテーション等を総合的に審査し、事業予定者を決定します。なお、審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

応募に伴う審査結果は、本市ホームページで公表します。

5. 選考までのスケジュール (予定)

内 容	日 程
公募要項の公表	平成 30 年 8 月 6 日 (月)
受付期間	平成 30 年 8 月 6 日 (月) ~ 9 月 25 日 (火)
書類審査、プレゼンテーション等	平成 30 年 10 月上旬 ~ 11 月中旬
審査結果の通知・事業予定者の公表	平成 30 年 11 月中旬
開園	平成 32 年 4 月

6. 運営費

保育所として認可された事業者に対しては、保育事業の運営に必要な経費として、施設型保育給付費（保育所）を支給します。

7. 問い合わせ先

栗東市役所 子ども・健康部 幼児課

電話番号 077-551-0424 (直通) ファックス番号 077-551-0149

(仮称) 栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱(案) 概要

○趣 旨

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難通路の確保をすることにより、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

○定 義

- 道 路 ・ 建築基準法第42条に規定する道路
・ 人身事故の防止又は避難通路の確保のため、市長が特に重要と認めた道路
- ブロック塀等 ・ コンクリートブロック塀
・ その他人身事故又は避難通路の障害につながるおそれのある塀
- 撤 去 ・ 道路に面するブロック塀等のすべての撤去又はその一部を撤去
- 改 善 ・ ブロック塀等の撤去後に引き続き軽量なフェンス、生垣等を設置

○補助対象要件

- ①市内に存するブロック塀等であること。(市内在住要件は、問わない)
- ②個人が所有するブロック塀等であること。(法人は、除く)
- ③狭あい道路に面するブロック塀等は、生活道路拡幅用地の寄付手続中であること。

○補助対象基準

- ①撤去するブロック塀等の高さは60cm以上のものであること。
- ②道路に面していること。
- ③撤去した後のブロック塀等の高さは全て60cm未満であること。

○改善事業

- ①軽量なフェンスにブロック塀を併用する場合は、ブロック塀の高さ60cm以下、基礎の道路面からの高さ10cm以下、フェンスの高さ120cm以下とすること。
- ②生垣を設置する場合は、栗東市いけがき設置奨励補助金条例第3条の交付の条件に準拠すること。

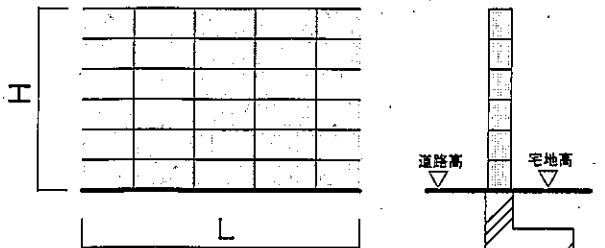
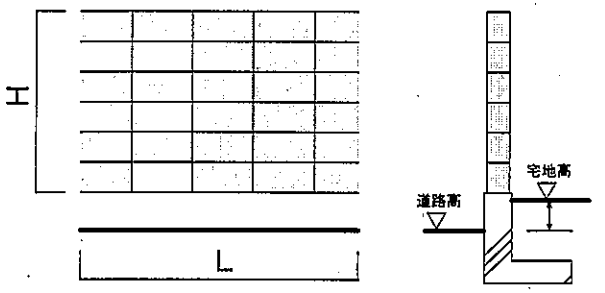
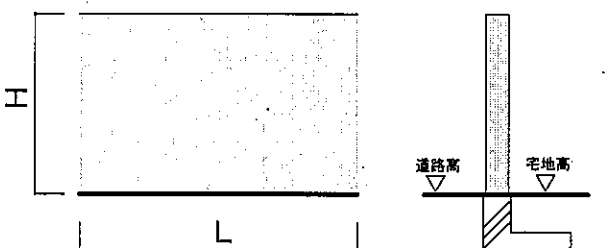
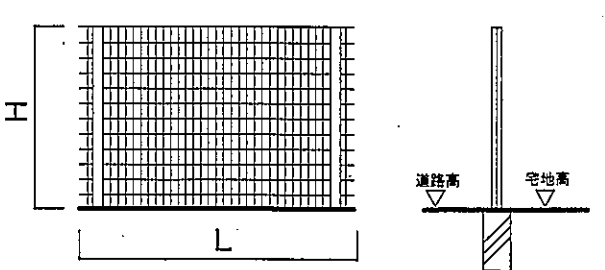
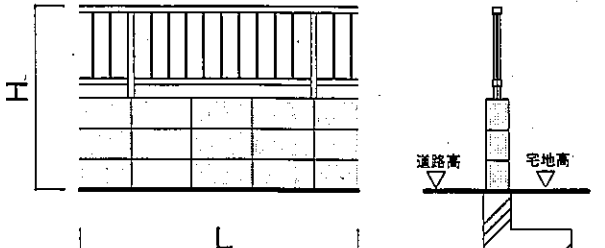
○補助金の額

ブロック塀の撤去に要する壁面6,000円/m²により算出する額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とする。

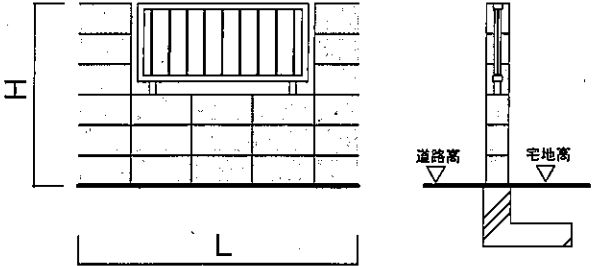
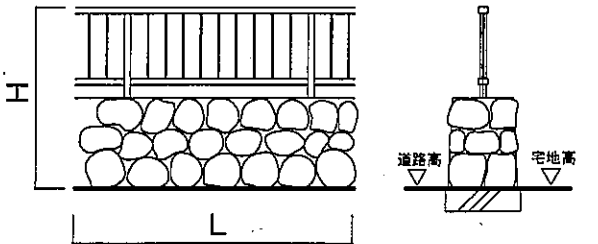
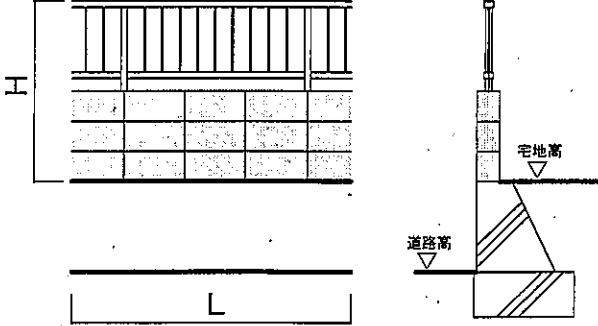
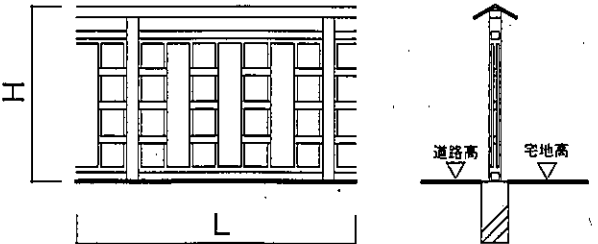
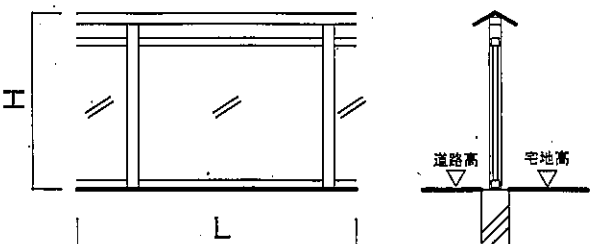
【参考】

※概算工事費	積算条件	ブロック積：高さ1.5m 厚み150mm 基礎形式：I型基礎(B200mm H450mm)
	金額	14,200円/m ² (業者見積り額) 11,600円/m ² (設計見積り額)

対象とするブロック塀等の型式および面積算定（参考例）

型式名称	ブロック塀等の型式	補助対象面積の算定
<p>コンクリートブロック塀 (道路との高低差なし)</p>		<p>ブロックの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>コンクリートブロック塀 (道路との高低差あり)</p>		<p>ブロックの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象 ※基礎は補助対象外</p>
<p>コンクリート塀</p>		<p>コンクリート塀の見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>フェンス塀</p>		<p>フェンスの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>フェンス付ブロック塀 (連続式)</p>		<p>ブロック及びフェンスの 見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>

対象とするブロック塀等の型式および面積算定（参考例）

型式名称	ブロック塀等の型式	補助対象面積の算定
<p>フェンス付ブロック塀 (組み込み式)</p>		<p>ブロック及びフェンスの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>フェンス付石垣</p>		<p>石垣及びフェンスの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>コンクリートブロック塀 (土留め擁壁併用)</p>		<p>ブロック及びフェンスの見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さ (H) が 60cm以上ある場合、補助対象 ※土留め擁壁 (石積み等) は 補助対象外</p>
<p>板 塀</p>		<p>板塀の見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さが 60cm以上ある場合、補助対象</p>
<p>土 塀</p>		<p>土壁の見付面積 (S m²) S = L × H</p> <p>※ブロック塀等の高さが 60cm以上ある場合、補助対象</p>

栗東市告示第 号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 月 日

栗東市長 野村昌弘

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の災害におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難通路の確保をすることにより、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、市が予算の範囲内において、危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

イ 人身事故の防止又は避難通路の確保のため、市長が特に重要と認めた道路

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀その他人身事故又は避難通路の障害につながるおそれのある塀

(3) 撤去 ブロック塀等の全ての撤去又はその一部を取り除くことをいう。

(4) 改善 ブロック塀等の撤去後に引き続き軽量なフェンス、生垣等を設置することをいう。

(5) 危険ブロック塀等対策事業 ブロック塀等の撤去又は改善する工事を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存するブロック塀等を所有し、当該ブロック塀を撤去する者で、補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を完了する見込みのある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 市税の納付に滞りのある者

(2) 当該ブロック塀等に対し、公共事業等の用地取得に伴う損失補償を受けている者

(3) 当該ブロック塀等が設置されている場所において、過去にこの要綱による補助金の交付を受

けている者

(4) ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する者

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

2 補助対象者は、補助対象工事において、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）により、適正な分別解体、再資源化等を実施しなければならないものとする。

3 補助対象者は、狭あい道路に面するブロック塀等の撤去については、栗東市生活道路拡幅整備推進補助金交付要綱（平成29年栗東市告示第34号）による生活道路拡幅用地の寄付手続中であらなければならないものとする。

（補助対象工事）

第4条 補助対象工事において撤去するブロック塀等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関及び法人が所有又は管理するブロック塀等は除く。

(1) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上のものであること。ただし、道路面との差がある場合は、ブロック積の高さとする。

(2) 道路面に面していること。ただし、水路等の緩衝帯がある場合は、ブロック塀等の高さ等により市長が判断するものとする。

(3) 撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル未満であること。

(4) ブロック塀等が道路内に残存し、又は突出しないこと。

2 当該ブロック塀等が他の公的助成及び公的融資の対象となっている場合は、補助の対象としないものとする。

（改善事業）

第5条 補助対象者は、ブロック塀等の改善を行う場合、次の各号に留意するものとする。

(1) 軽量なフェンスにブロック塀を併用する場合は、ブロック塀等を全て撤去した後とし、ブロック塀の高さは60センチメートル以下とし、その基礎の道路面からの高さは10センチメートル以下とし、かつフェンスの高さは120センチメートル以下とすること。

(2) 生垣を設置する場合は、栗東市いけがき設置奨励補助金条例（昭和61年栗東町条例第6号）第3条の交付の条件に準拠すること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改善するブロック塀等の配置図（撤去又は改善するブロック塀等を赤色で明示し、距離等を記載したもの）
- (3) 撤去又は改善するブロック塀等の高さ、面積、仕様等を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書（経費明細がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 第7条の規定による申請の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象工事の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第2号に該当し、届出をするときは、変更の内容を確認できる書類を添えて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金内容変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の変更申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金の内容を変更すべきものと認めるときは変更決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 第1項第3号に該当し、届出をするときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）届（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の届出を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助対象工事の中止又は廃止を認めるときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）承認書（別記様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 撤去又は改善したブロック塀の高さ、面積、仕様等を示した概要図
- (2) 工事費の請求書（経費明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (3) 着手前及び完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受け付けたときは、当該内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、同通知を受けた日から起算して10日以内に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記様式第9号）により補助金の交付を市長へ請求しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額
撤去にかかる費用	ブロック塀等の撤去に要する壁面1平方メートル当たり6,000円により算出する額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とする。

備考

- 1 長さに、1メートル未満の端数がある場合は、小数第2位以下を切り捨てる。
- 2 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 撤去費用の額は、施工業者との契約による額とする。ただし、申請者自らが撤去を行う場合は、処分費及び材料費等の実費（領収書の写し等により確認できるもの）に相当する額（人件費は含まない。）とする。